

準備工

内 容	留 意 事 項
作業打合せ(KY活動) 作業人員・車両の確認 保護具・使用機械・器具の点検 積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認 業務用プレート確認 作業箇所の確認(規制位置の線形確認便乗規制の確認等)	安全ミーティング日報による 作業分前、配置、連絡系統の確認 進行前点検・持ち込み点検等による(回転灯・工用車両の表示) 進入車両強制停止装置などの「物理的防御装置」 ※ 衝突緩衝用車両又はその他同等以上のもの 規制予定の確認 規制材器具の事前点検を実施し異常が確認されたものは使用しない。

規制材の設置

携帯電話により管制室・津高速道路事務所へ開始連絡をする 規制機材の設置 高速隊へ規制区間の速度規制を依頼する 可変速度標識がある場合は、速度規制表示が適正かを確認(50km/h等) 走行・追越別の車線減少・側走行標識等の標示確認 飛散防止用ネットは、最寄のSA、PA、ICの安全な場所外です。 荷持を固定するロープは車両の右側に歩けるスペースを作りそこを通りロープ外しを行う。	規制整理番号確認 黄旗等による一般車への注意喚起 ※ 線形の悪い場合は保安員の増員 荷台ロープをほどく場合は誘導員を配置して実施する 複数人数により標識を運搬し、強固に設置する 車両移動時の合図方法を確認 車両の荷台に乗って移動しない(規制内を除く) 複数人数による標識運搬及び本線横断時の合図 標識の強固な固定(フックと押さえ板に隙間がないか揺らして複数人で確認) 荷降し、荷台養生時等、車両の車線側には可能な限り身を置かない ※ 身を置かざるを得ない場合は、監視員をつける
--	--

テーパー部設置

走行規制 仮テーパー設置 1.テーパーから約100m(線形による)上流側の路肩に監視員を配置する 2.発煙筒設置者(作業員②)は監視員の下流側にて発煙筒(5分もの)を3本程度使用し走行車線上に仮テーパーを設置する。 (標識車と作業員①は下流側で並行してテーパー設置作業を実施。 発煙筒設置者(作業員②)は仮テーパーの設置完了後テーパー設置作業に移行する。監視員は業務継続。) 追越規制 仮テーパー設置 1.標識車及び機材車は、追越車線テーパー設置位置に移動するのに適切な路肩や非常駐車帯に停車する。 2.監視員と発煙筒設置者(作業員②)は標識車及び機材車の上流側で待機する。 3.監視員は安全なタイミングで車線横断の合図をする。 4.監視員の合図により、標識車及び機材車は追越車線テーパー設置位置に、監視員と発煙筒設置者(作業員②)はテーパーから約100m(線形による)上流側に移動する。 5.発煙筒設置者(作業員②)は監視員の下流側にて発煙筒(5分もの)を3本程度使用し、(標識車と作業員①は下流側で並行してテーパー設置作業を実施。発煙筒設置者(作業員②)は仮テーパーの設置完了後テーパー設置作業に移行する。監視員は業務継続。) テーパー設置 1.テーパー機材を積載した標識車はテーパー開始位置に停車し、作業員①は矢印板を設置する。 2.その後、標識車はテーパー区間300mを作業員①と速度や停止位置を確認しつつ移動し、作業員①は30m間隔で矢印板計11枚を使用しテーパーを設置する。 3.作業員②は仮テーパー設置後、テーパー設置作業に移行し、仕上げ作業等を行う。 4.テーパー安全施設の設置方法は、矢印板3枚目に警告灯、矢印板11枚目に、警告灯と機械式誘導員(安全太郎等、20m延長コード使用。)とする。	規制設置作業完了までの各員相互警備合図方法を再確認 発煙筒の設置は必ず監視員の監視の元実施する。 線形の悪い場合は保安員の増員及び発煙筒を複数設置し、注意喚起する 矢印板は土壌等で固定する。 回転灯・安全太郎の転倒防止処置及び標識車のハンドルきり 輪止めの確認 追越側への進入時合図誘導の徹底 発煙筒の設置は必ず監視員の監視のもと実施する。
---	---

ラバコン設置

規制延伸車両、標識等規制材設置車両の2台で延伸作業を実施する 規制延伸車両にて、ラバコンを20m間隔に設置する ※ 規制延長が短い場合は、標識等規制材設置車両のみで延伸 車両の一般車両走行車線側後端に自発光LED装置等を設置 走行中荷台作業は、2名以上で実施 (主作業員1名、作業補助者(監視員兼任)1名以上) その他、規制内標識、立看板等を標識等規制材設置車両にて設置する 工事箇所始まりに工事内容看板設置 規制解除位置に解除標識・お詫び標識を設置する 規制区間が長い場合は、1000mごとに50区間標識を設置し、速度可変標識は目隠しをする 夜間やトンネル内においては、自発光LED装置等をラバコンに添加し、視認性向上、注意喚起に努める	車両発進・停止合図 主作業者は、荷台のラバコン設置側および沿いに座り(片膝つき等)作業補助者よりラバコンを受け取り設置作業補助者は、いつでも停車警備合図を送れるように周囲の動向にも気を配りつつ、作業補助を実施する 看板等の転倒防止処置 ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 車両の駐車時の歯止め・ハンドルきり確認 工用車両は全て回転灯を点灯する 自発光LED装置等を添加したラバコンの設置にあたっては、機材車を停車させた後に路上に降りて実施する。
---	--

交通監視・交通誘導

交通監視員は、標識車付近で監視し、異常があれば是正する 作業開始前に、交通監視員と作業員の全員で退避箇所の確認を行う 交通監視員は、一般通行車両の動向に注意を払い警戒を怠らない 規制内への車両突入時には、即座に緊急避難警報装置等を作動させ作業員の緊急退避行動を喚起し、自身も緊急退避する 標識等規制材設置車両が規制内から離脱後、規制延伸車両1台で撤去作業を実施する (※規制延長が短い場合は、標識等規制材設置車両で撤去) 後退中荷台作業は、3名以上で実施する(主作業員1名、作業補助者1名、監視員1名) 規制延伸車両にて、ラバコン、規制内標識、立看板等を撤去する。 車両の一般車両走行車線側後端に自発光LED装置等を設置	監視は車線から極力離れた位置で実施 後退等の誘導は、運転手より見える位置で警笛を使用し行う 状況に応じ、作業箇所の上流側/下流側で、適宜交通監視退避ヤーの確保が困難な箇所においては、監督員と協議のうえ、規制方法、作業方法を検討する 規制撤去作業完了までの各員相互警備合図方法を再確認 主作業者は、荷台のラバコン撤去側および沿いに座り(片膝つき等)撤去し、作業補助者へラバコンを渡す 作業補助者は、ラバコンを受け取る。 監視員は、いつでも停車警備合図を送れるように周囲の動向にも気を配りつつ、作業補助を実施する
--	--

ラバコン撤去

仮テーパー設置 走行規制・追越規制 1.テーパーから約100m(線形による)上流側に監視員を配置する。 2.発煙筒設置者(作業員②)は監視員の下流側にて発煙筒(15分もの)を3本程度使用し、車線上に仮テーパーを設置する。(標識車と作業員①は下流側で並行してテーパー撤去作業を実施。発煙筒設置者(作業員②)は仮テーパーの設置完了後テーパー設置作業に移行する。監視員は業務継続。) 機材車、標識車は最上流標識までIC間を回送する。 回送した機材車と標識車は最上流標識手前で停車し規制材を撤去し規制材を機材車に積込む。 その時、標識車は機材車の後方で一般車の追突を防止する。 メンテ名古屋へ連絡し規制区間の速度規制解除を依頼する 可変速度標識がある場合は、速度規制表示が適正かを確認(80km/h等) 荷持を固定するロープは車両の右側に歩けるスペースを作りそこを通りロープ掛けを行う。 飛散防止用ネットは、最寄のSA、PA、ICの安全な場所外で掛ける。 積みこみ完了後、規制解除連絡を管制室・津保全SCIに非常電話より終了連絡をする。 終礼の実施	後退誘導実施 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う 自発光LED装置等を添加したラバコンの撤去にあたっては、機材車を停車させた後に路上に降りて実施する。 後退誘導実施 発煙筒の設置は必ず監視員の監視のもと実施する。 追越車線からの標識車・機材車の路肩への移動時は合図及び一般車両確認を充分行う 飛散防止対策の確認 車両移動時の合図の確認 複数人数による標識運搬及び本線横断時の合図 荷持の固定する場合など車両の右側には絶対立たない ロープ掛けをする場合は後方に誘導員を配置する 規制予定整理番号確認 安全ミーティング日報による
--	---

テーパー部解除(仮テーパー設置)

仮テーパー設置 走行規制・追越規制 1.テーパーから約100m(線形による)上流側に監視員を配置する。 2.発煙筒設置者(作業員②)は監視員の下流側にて発煙筒(15分もの)を3本程度使用し、車線上に仮テーパーを設置する。(標識車と作業員①は下流側で並行してテーパー撤去作業を実施。発煙筒設置者(作業員②)は仮テーパーの設置完了後テーパー設置作業に移行する。監視員は業務継続。) 機材車、標識車は最上流標識までIC間を回送する。 回送した機材車と標識車は最上流標識手前で停車し規制材を撤去し規制材を機材車に積込む。 その時、標識車は機材車の後方で一般車の追突を防止する。 メンテ名古屋へ連絡し規制区間の速度規制解除を依頼する 可変速度標識がある場合は、速度規制表示が適正かを確認(80km/h等) 荷持を固定するロープは車両の右側に歩けるスペースを作りそこを通りロープ掛けを行う。 飛散防止用ネットは、最寄のSA、PA、ICの安全な場所外で掛ける。 積みこみ完了後、規制解除連絡を管制室・津保全SCIに非常電話より終了連絡をする。 終礼の実施	後退誘導実施 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う 自発光LED装置等を添加したラバコンの撤去にあたっては、機材車を停車させた後に路上に降りて実施する。 後退誘導実施 発煙筒の設置は必ず監視員の監視のもと実施する。 追越車線からの標識車・機材車の路肩への移動時は合図及び一般車両確認を充分行う 飛散防止対策の確認 車両移動時の合図の確認 複数人数による標識運搬及び本線横断時の合図 荷持の固定する場合など車両の右側には絶対立たない ロープ掛けをする場合は後方に誘導員を配置する 規制予定整理番号確認 安全ミーティング日報による
--	---

規制材撤収

仮テーパー設置 走行規制・追越規制 1.テーパーから約100m(線形による)上流側に監視員を配置する。 2.発煙筒設置者(作業員②)は監視員の下流側にて発煙筒(15分もの)を3本程度使用し、車線上に仮テーパーを設置する。(標識車と作業員①は下流側で並行してテーパー撤去作業を実施。発煙筒設置者(作業員②)は仮テーパーの設置完了後テーパー設置作業に移行する。監視員は業務継続。) 機材車、標識車は最上流標識までIC間を回送する。 回送した機材車と標識車は最上流標識手前で停車し規制材を撤去し規制材を機材車に積込む。 その時、標識車は機材車の後方で一般車の追突を防止する。 メンテ名古屋へ連絡し規制区間の速度規制解除を依頼する 可変速度標識がある場合は、速度規制表示が適正かを確認(80km/h等) 荷持を固定するロープは車両の右側に歩けるスペースを作りそこを通りロープ掛けを行う。 飛散防止用ネットは、最寄のSA、PA、ICの安全な場所外で掛ける。 積みこみ完了後、規制解除連絡を管制室・津保全SCIに非常電話より終了連絡をする。 終礼の実施	後退誘導実施 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う 自発光LED装置等を添加したラバコンの撤去にあたっては、機材車を停車させた後に路上に降りて実施する。 後退誘導実施 発煙筒の設置は必ず監視員の監視のもと実施する。 追越車線からの標識車・機材車の路肩への移動時は合図及び一般車両確認を充分行う 飛散防止対策の確認 車両移動時の合図の確認 複数人数による標識運搬及び本線横断時の合図 荷持の固定する場合など車両の右側には絶対立たない ロープ掛けをする場合は後方に誘導員を配置する 規制予定整理番号確認 安全ミーティング日報による
--	---

注意事項

- ・ 本線横断時の車間確認
- ・ 発煙筒の有効使用(※転がり防止の確認、燃焼中の監視徹底、小型消火剤の携行確認)
- ・ 規制材の積み下ろし、荷作り等は車両の右側に立たない
- ・ 荷台上の作業動線を確保し、体制を保持できる場所(あおり等)を掴み、転倒・墜落に気を付ける
- ・ 矢印板には飛散防止の土壌(15~20kg)を丈夫なロープ・カラビナ等を用い取り付ける
- ・ 規制箇所の確認
- ・ 移動前に積載物の落下防止対策を実施し、複数人で確認する
- ・ 規制内の車両を後退誘導する際には運転者と誘導方法など打合せ後誘導する。

次ページに続く

次ページに続く